

# 五月三日の会通信

20

新潟から……………1

1976. 3.

## 新潟から

### 新潟大学思想処分撤回請求事案 第一回人事院審理・報告

—はじめに—

私達が昭和四八年度第八号新潟大学思想処分撤回請求事案▽と名付けた△新潟▽人事院審理第一ラウンドは終了した。△一二・一五△一九▽△医師会館▽という△時間▽と△空間▽に於ていつたい何が展開されたのか、以下に報告をなしてゆきたいが展開されたのか、以下に報告をなしてゆきたいが、ここでは必要な最低限の註を付しておきたい。

いみじくも山田公平委員長が「特殊な事例」といわざるえなかつ

たように、私達もまたこの「特殊」のイミを転倒した上で、この審理の「特殊」性に注目していた。

それはまず第一にこの審理の△時間▽△空間▽が△情況▽によって大きな変容を受けたという事である。当初予定されていた土地改良会館は学生が騒ぐ(?)から貸せない(??)という会館側の妄想によって粉碎され、私達も六七△六九全国教育学園斗争の偉大さに圧倒された訳だが、漂流してたどりついた医師会館はやはりまた、この妄想と無縁でない六九年の試験場であったという事である。このことはいまなお六八△六九年の△不吉な影▽がいわば△真夏の夜の夢▽のように私達の市民社会を呪縛している事を示している。そして一二・一△五に予定されていた審理は国鉄ストのため一五△一九日に変更された。これも又、たんなる偶然というのではなく審理がきわめて△情況▽的におこなわれたということの象徴である。

第二に△申し入れ▽からもみてとれるように、請求者側の会場使用料は人事院が負担するという事で決着がついた。つまり人事院の「公平」性は形式的には△岡山▽よりも△神戸▽よりも厳密になったが、本質的にはその都合だけ△きつく▽なったといえる。

第三に審理が一二・一五△一九という△平常授業▽に重なり合う△時間▽に展開されたが故に、それが必然的に△単位▽や△試験▽

と関わりを持ってゆく事になった。このことは審理を八集中ドイツ語授業△全学集中講義▽と呼ぶことによって表現されてきたが、まさに医師会館では△授業▽がおこなわれたのである。

第四に、処分者側は法学科教官である結城代理者のメンツで弁護士を雇わなかったが、それだけでは不安だったのか常時傍聴席に三〇名以上の職員を動員した。おそらくこのことに相互規定されているか、申請者側代理人はそのほとんどが学生・少数の職員という構成であり、それは必然的に五日目の「代理人問題」を生み出した。

尚、最後に全体の構成と執筆時の指針について述べておきたい。まず全体の構成は第一日は公平委員会による求釈明、第二、三、四日目の三時まで請求者側による求釈明、四日目の残りは事実認否、五日目は請求者側の主張ということであった。従って、立証段階は第二回シリーズにゆだねられた。

原稿依頼の原則は以下のようなものであった。まず第一日目から五日目まで、一日分ずつ分担し、形式、内容、枚数、表現はまったく△自由▽、私達がそのことで△表現▽しようとしたものは、「客観的事実などというものは、どこにもありはしない」（あいまいな海）のであるから、私達は対象に対して「主観的」になるしかないということである。又、このことをより明確にするために、教官・職員・学生という各々の立場性をふまえた上での報告、ということを強調した。

（新潟拡大四・一九教授会）

求され（午前の冒頭で請求者側、処分者側それぞれの代理人・代理人名の確認がなされていた）、山田委員長は照れ臭さそうに自分を含む三名の氏名を名のる。

さて、審査はいよいよ本番に入る。この日は公平委員長から処分者側に対する求釈明（五日間を通して）も興味深く、記録者は傍聴した。求釈明は大学当局の△処分説明書▽と△答弁書▽の記載の順序にしたがって一〇項目ほどに亘って行われたが、主眼はやはり「成績の不当表示と命令違反」の部分に集中されているので、その部分に絞って以下に報告する。

（註）資料は「通信」18号の23～24頁を参照されたい。  
1、成績表示をめぐる

「成績の不当表示と命令違反」のくだりで、「一律合格の表示を行い……」とあるが、一律の表示が不当なのか合格表示が不当なのか、との公平委員長（以下△と記す）の問いに対して処分者側代理人（以下△と記す）は、どちらも教養部規程に反する。成績は点数をもって表示することになっているのであるから合格表示は明らかに規程違反であるし、また考査の結果が一律になるということはひじょうに稀な場合を除いては考えられない。請求者の成績表示はいずれの点からも不当であったと答える。しかし△は「一律」がなぜ不当なのか容易に納得せず、教養部規程を援用しながら追求する。規程はべつに成績がある程度のばらつきを示すよう表示せよと命じているわけではない筈。要するに考査の結果については判定者の責任にゆだねられているのですね、と念を押す△に「さようでございます」と△は頷いた。（これで△のメモから一律の部分が消され

第一日

昭和五〇年二月一五日、午前一時五分開始。

審理開始の劈頭、請求者ならびに代理人から、△行政措置要求▽の扱い（昭和四九年四月一〇日、教養部教授会は請求者に対して四九年度の授業を行わせない旨の決定を行った。請求者はそれを不当として同年一〇月人事院に提訴したが、なんの連絡もなく、突如五〇年五月に至って要求を却下する旨の裁定を下して来た）について疑義と抗議が表明される。その主旨はこうだ——今回の処分は、教養部に於けるさまざまな過程を含んでいるのであって、特に四・一〇「授業取り上げ」決定こそ請求者に対する最大の実質的処分であった。この過程を看過して今回の処分を云々することはできない。しかるに人事院は請求者の△要求▽を半年以上も無視しつづけた。これは大学当局の処分を追認する態度ではないか。これに対して公平委員長はひじょうに苦しい答弁をする。△要求▽が出されてからいろいろ調べた結果「授業復帰の見込み」（授業担当の見込み）ありということがわかったのでこういう扱いになったのであって、けっして請求者の訴えを無視したわけではない。なお授業取り上げの問題をこれからの審査の過程に含めて争うということもできるわけで、この問題はこれくらいで打ち切ってもらいたい。——午前中はこの応酬に終始した。

午後は一時再開・冒頭学生代理人から、公平委員の自己紹介が要

ていなければ「公平」ではない。）

しかばその合格表示によって具体的にはどういふ支障が生じたのか、との△の問いに△は、幸いにしてこの支障が現実が生じることはなくてすんだが、しかしここから支障の生じる可能性は大いにある。とへんなことを言い出す。その言うところは要するに、点数表示で成績を報告してもらわないと事務レベルで優良可表示への「還元」作業ができない。このために学生の学習過程を知る資料が整わないということと、学外との関係（就職、奨学金など）でも必要書類が作れないなどの支障が生じ、ために学生にとっての不利が生じうるというのだ。苛立った△。おっしゃることはわかりますが、それでまずい結果が具体的に何かあったのですか、と畳みかけ。奨学生の書類作成時に大いに迷惑を蒙った（事情を説明する等して学生に不利益が及ばないように計らなければならなかった）。但しこの件がその後どうなったかは存じませんがとにかく大いに心配いたしました、と△は苦しい答弁。

念のためにうかがいますが、「一律合格の表示を行い、あえて訂正を行わず」というところと、「ために多大の支障をもたらした」というところは、処分理由として一体不可分だと主張されるのですね、と△。「さようでございます」と△。（一体不可分だなんて言う△にとつて不利じゃないのかなあ、なんて心配になったりする。但し、△がこれでどういふ心証を得たかは不明。）

2、五・三〇文書と訂正問題をめぐり

請求者は昭和四九年五月三〇日、一律合格の表示を点数（一律百点）ないし一律優の表示に改めても構わない旨の文書（以上五・三〇

文書と略記)を教養部長宛てに提出している。これは「訂正」の意思表示とも見られるが、(処)としてはどう見ているかと(公)。「とも見られる」と申されるとわれわれの意に反するのでございまして、(処)たしかに訂正の(八)意思(ハ)は認識できた、しかし現実に本人によって改められたという(八)事実(ハ)はまだない、と認識しているのございませう。つまり、この(八)意思(ハ)から自動的に訂正が導き出されるということにはならない、したがってこの文書をもって直ちに訂正に代るものとは理解していません。(この辺の答弁は(処)として考えに考え抜いて造り上げた理窟。これが崩れると今回の処分は総崩れになる急所なのだ。それだけに極めて微妙であり、(公)の理解を超えているもよう。)

しかし実際問題としては、この文書にもとづいてそれなりの必要措置がなされたようにも見られるわけですか、と(公)。「一種の事務整理と申しますか事務処理と申しますが」、それが行われたのであって、あくまでもこれは学生の利益のための暫定措置である、と(処)やはりあくまでもモト(成績原簿、通称タンザク)が直らなければいけない、ということですね、と(公)。「さようでございます」。(こんなところで(公)は領いてはいかんだ。成績原簿の訂正を妨害している黒い策動があるからだ。)

処分者側の「答弁書」では「請求者は言を左右して敢て訂正を行わず」(傍線は引用者以下同じ)とあり、しかし他方、五・三〇文書によって「成績原簿の訂正を行う用意がある意向を示した」ともあり、そして「請求者は懲戒に付された後、昭和五〇年五月一日訂正を行った」とある。この辺はどう理解すればいいのか、と(公)。これに対して(処)、代理人らがごもごも応答したがその主旨は以下の

して答えている箇所がある。以下の点を理解するためには、やゝ厄介な教養部長交替劇の真相を捉えておく必要がある。教養部教授会で「佐藤処分」が云々されはじめ次第に処分推進派が優勢になっていくのだが(気狂いじみた処分派の主張がなぜ優勢になっていったか、むしろこの点こそ「佐藤処分」をめぐるもっとも深刻な現実的問題があり、これは公平審理などで扱えるレベルの問題ではなく未了のまま最後に尾を曳きつづけるであろう)、「処分」という事態をなんとか回避しようと努めてきた旧教養部長も遂にその炎を抑え得ないと見るや、どうしても処分するというのなら自分は部長を辞める、そのあとでやってもらいたいと聞き直り、九月の任期切れを待たず五月いっばいで彼は部長を辞めるのである。(五・三〇文書はこの旧部長在任ぎりぎりの時点で提出されている。)

さて「答弁書」にはつぎのようにある——「両部長の本件処理の方針は一貫しているが、それぞれの段階において採用した方策にニュアンスのちがいが出ていたとしても不思議ではなかるべく、これをもって一貫性の欠如とすることは当らない。また、この間をどう理解するにもせよ、これが請求者の訂正不作為の免責事由となり得るものでないことは明らかである。」(一)とはこの文章をなんと読むか。(公)はこれを素直に読んだ。素直に読んだ結果、旧と新とのあいだにはやはり(ハ)何か(ハ)があった。なんらかの(ハ)ちがいが(ハ)あった、その(ハ)ちがいが(ハ)何か、という当然の疑問をもった。その点をただしたのである。当然(処)も懸命にこの(ハ)何か(ハ)を否定した。請求者がそういう主張をしておられるからそれに答えたまでであって、(処)としてそういう(ハ)ちがいを(ハ)感じていたことではございませぬ。(公)はかなり執拗に迫ったが(処)は振り切った。(公)はさききの求釈明

とおり——教養部長から本人に再三に亘り口頭、文書等により成績原簿の訂正を求めたが請求者は理由を「いろいろと述べられて」(たとえば「学生と話し合ってから」など)結果的にはいつも訂正にまでは漕ぎつけ得なかった。しかし請求者は前々(四九年三月頃)から「規程違反だから訂正せよ、というのは承服できないが、学生に不利益がもたらされるとすればそれは訂正しよう」との意向をもちらしていた。それが五・三〇文書となって具体化したものだが、その後成績原簿の訂正はけっきょく翌五〇年五月一日まで未了のままにすぎたのである。

(公)はこゝで重要な根幹に触れる質問をする。「その五〇年五月一日の訂正というのは、(処)の意図される方向でなされたということですか。具体的にはどういう訂正だったのですか」(請求者は懲戒に付された後その罪を悔い改め(処)の主張するとおり、成績に一定の(ハ)差(ハ)がつくような点数表示に訂正したというのか? そうではないのだ。これはじつに五・三〇文書の指示と寸分ちがわぬ方式での訂正だったのである。)(処)はこの急所に触れる質問を巧みにはぐらかす。すなわち(処)の意図する成績原簿の訂正の方向とは、請求者本人の手によって成績原簿に記入すること(すなわち、訂正という(ハ)事実(ハ)の確立)なのであって、それが処分後に行われたのだという論理を使って(公)の頭を完全に混乱させた。(公)はこの辺の論理操作に随いていけず首を傾けながらこれ以上の求釈明をなし得なかった。(この疑問はつぎの点とも密接に関係する。)

(公)は右の問題とも関連する極めて重大な求釈明をしている。処分者側の「答弁書」には「新・旧教養部長の本件処理における一貫性について」なる項があり、請求者の「一貫性を欠く」との主張に対

の際にどうやら完全にこの問題に関しては(処)側の論理操作にしてやられ、混乱しきったものと見える。(このからくりを解く鍵は、「成績原簿の訂正」とよばれていることばの更なる究明にある。)

公平委員長による処分者側への求釈明は、この他、教授会・学科会議・教室会議等への長期無届欠席のこと等数項に亘って行われたが割愛する。

全体的印象としては、(公)はかなり本件の本質にちかところまで感付いているらしいが、肝腎のところは見事にはぐらかされてしまった。果して(公)が自らの疑問をそのまま持ちつづけて立証段階にのぞむか、あるいは(処)のあいまいな釈明を適当に筋道立てて了解するか、そこが問題だ。(野村彰、教養部教官)

第二日(二月一六日)

——請求者求釈明——

処分者側の提出した答弁書は、処分するという至上命令の下にあるので、あらゆる行為が「処分のために」歪曲されて書かれている。だから答弁書の字面と事実の間には違和感がつきまとい、人事院は「それは切り捨てろ」というが、「その真実は……」といきさつがからみ合ってくる。それを補足しながら、公平審査の場における答弁書の求釈明を紹介する。

(1)答弁書構成の矛盾

請求者の第一声は、一体評議会では何を「慎重審議」したかという質問ではじまった。

昭和四十九年七月一七・八日の教養部教授会では、「当教授会には決定権はございません。評議会が独自の調査委員会を設けて調査し教授会決定の是非を論ずることでしょう。気楽な気持ちで臨んで下さい。」と処分相当か否かの決議のための投票をしたのだから、請求者としては評議会がどんな「慎重審議」をして下さったかは大いに興味あるところである。

ところが当局側の審査説明書にも評議会の調査報告書にも、処分説明書にも教養部の調査報告書と同一の文章がみられるのだ。このことから評議会が独自の調査をしたとは思われない。評議会では話し合ひさえされなかったのではないかという求積明に対し、案の定明確な答えはえられなかった。教養部の調査報告書の内容をすべて事実として天真爛漫に受け入れ、明晰なる評議員の見識をもって「本人の利益のために」その記載事項を考慮し、「関心をもった事項」をひろい上げた結果、あちこちに矛盾した現象がおきたのである。

「教養部規定第七条の定め違反し、正規の授業日程の外の日に……成績の実質判断を学生の集団討議に委ねた疑いが濃厚で……」という判断に苦しむ文章ができた。釈明を重ねるうちに「疑いが濃厚」は「第七条の定め違反した」にもかかり、処分事由から後退して情状になったのである。この時のやりとりはこうであった。

公平委員長の情状の見解から述べよう。「情状とは処分事由と関係ない、たとえば過去の処分歴などである。処分事由がなくなった

場合、情状だけで処分することはできない。今の場合、情状は『』その他の行為』が該当する。」

請求者代理人「この集団討議に関する部分は委員長の情状の見解とは異なり、処分事実とダブるが、このようなものは情状としておかしいのではないか。」

公平委員長「処分者が情状だというのであれば、情状として考慮する。」

こういう答弁書構成の矛盾は、「I 教官としての義務違反など」にすこぶる単的に表われていた。処分者によると請求者は一律合格評価をしたことにより、教養部規定第八条違反で処分されたのであるが、かれはまた、第七条の規定、つまり教官が評価する義務を怠ったことによっても処分されたのである。

請求者代理人「第七条違反というのは、①審査によらず評価したということなのか、②教官が評価しなかったことなのか？」

大学側代理人「教官が評価しなかったということです。」

請求者代理人「第八条違反では、教官が一律合格評価をおこなった

という問題を問題にしている。第七条違反と第八条違反の間には矛盾がある。」

大学側代理人「そういう理解では困ります。この問題には二つの側面がございます。成績評価をする態度においても、成績評価の表現も規定の精神に合致しなければなりませんのであります。これは両側面において違反したのであります。」

## (2) 成績評価の問題

これは本処分の最も重要な部分である。答弁書の文面と事実の間を明らかにするために、はじめ、経過を述べる。

請求者が農1Bと理2Aのクラスに一律合格表示をおこなったと当局側が思い込んだことから、この問題はおきた。すでに研究室の騒音が、学生たちの生協における主導権争いとの関連で喧伝され、請求者の言動に際あらばと待ち構えている状況の中で、この問題はおきたのである。

四八年度成績表示の問題（本処分の骨子）、四九年度講義概要、研究室騒音問題をからめて懲戒動議が出され、処分前提の調査委員会が設置される中で、鈴木前部長は書き換え用の新成績表用紙（通称タンザク）を交付し、記入作業が終った段階で古い問題の成績表廃棄を約束した（鈴木方式）。それが調査委員会設置の二日後、四九年四月二五日のことであった。そして、この方式による書き換えが完了したのが五〇年五月一〇日。

その間に処分策謀により攪乱された一年が経過していた。この、処分・明け暮れた四九年度をもう少し詳しくみてみたい。

請求者は懲戒動議の出される一ヶ月以上も前の二月二七日及び三月二〇日の段階ですでに事務上の支障を除去するために、点数書き換えの意志を表明し、三月一六日の教授会では鈴木前部長はこれを了承し紹介していた。

あたりまえの人なら、ここでコトはすむ筈である。だが教務委員の会田氏は請求者の意志を無視してぜひ処分しなければならぬと決意を固めたい。四月二日に成績表問題を事務処理してケリをつ

けようという鈴木前部長の提案を拒否し、懲戒動議を提出したのである。

請求者は四八年度成績表書き換えのため、返却を強く申し入れたが、事務上の管理を口実に、鈴木前部長は返却を断った。教務係長によれば佐藤調査委員は、返却しないことの意志をその時すでに強く表明していた。

その後、調査委員会は、五月一日に問題の四八年度成績表を「失くると困るから」と差し押えてしまった。良心的な鈴木前部長は一度は「佐藤さんが新しい成績表に書き換えてきたら返すという約束があるから」と断わりながらも、なぜか差し押えを認めている。その後、当局がいかに弁明しようとも、五〇年五月一〇日まで一度も戻って来なかった。

しかし、公平審査の場で意外なことが明らかになった。関現部長（調査委員長）はこの差し押えを、

「一応五月三十一日まで（つまり鈴木前部長の任期切れまで）」ということでおこなったと発言したのである。それなら五月一杯で返却すればいいものを、くりかえすが教養部は返却しなかった。

請求者は五月三〇日に「四八年度成績表について」という文書を提出し、点数書き換えを指示した。鈴木前部長の指示にしたがって教務係長はこの旨を他学部「事務連絡」した。これは重大なミスだった。他学部から「このような全学的に問題になっている重大事を単なる『事務連絡』ですますとは、ノ」と苦情が出された。この時点で他学部から苦情が出されないような処理がおこなわれていたら処分事由の最大の「成績の不当表示と命令違反」は成立しなかっただろう。なぜ事務連絡にしたかという求積明に対し、会田教務委員

は、「答える必要はございません。」

とつづねているので、教務係長のケアレス・ミスか、教務委員か調査委員のさしげな又はその他の理由かははっきりしない。

そして当局側は事務手続上のミスである「事務連絡」を、答弁書では「暫定措置」と恣意的にすりかえて正当化し、公平審査の場では請求者が規定通りに書き直さないと問題解決にはならぬとしつこく繰り返したのである。

六月一日から新しい部長になった清水氏は、処分、という教養部の重大事をうまく乗り切ってくれらるうと期待されていた。他学部から届いた苦情処理が彼の初仕事(？)だったかもしれない。というの、請求者は六月一五日に問題の成績表の訂正方法を変更する旨、申し渡されているからである。新しい訂正方法は、線を引いて訂正印を押すという方法であった(清水方式)。彼はこれを申し渡しておきながら、古い成績表を請求者に返却せず、教務係に来て書き直すように指示した。

そしておもしろいことには、翌五〇年五月一〇日に行なわれた古い成績表の書き換えは、鈴木方式によるものだった。事務官の手でオール一〇〇が記入されたタンザクが用意され、それに承認の印を押すように求められた。そして、成績表の書き換えは完結したのである。要するに処分してしまえば、書き換え方法は何でもよかったのである。

公平審査の席上では、請求者の「五〇年五月一〇日の書き換えの時点で、私は『独特な成績評価観』を変えたのでしょうか?」という求釈明に対し、代理者結城氏は確答しなかった。また、これらの二通りの訂正方式について、当局側は、公平審査の場でこう述べて

いる。

会田 「鈴木方式は原簿コピーと新しい成績表を交付し、書き換えがおこなわれた段階で原簿を返す。清水方式は訂正印を使って訂正する。汚染がばいばい場合には、新しい成績表に記入することもある。両方の訂正方式には微妙な相違はあるが本質的に、訂正作業は同一である。」

請求者「原簿コピー交付と清水方式の新しい成績表記入のことは聞いていない。」

会田 「訂正方式については、両部長、長沢教務係長から聞いたことから判断した。原簿コピーの件は鈴木前部長から長沢教務係長に指示があったと長沢氏から聞いた。」

結城 「請求者がこのことについて知っていたか否かは掴んでいない。」

これらはあとから辻褄を合わせた発言である。

こうして、訂正できないような状態をおしつけながら、意地悪をし続けた。請求者は点数評価をしないのだから、奨学生の成績報告には点数を記入できないと、農1B生の「優」評価を抹殺して、ブランクのまま提出したのである。そしてそのことを答弁書には「教務厚生業務に多大な支障をもたらした」と書いている。

### (3) 命令違反について

この「命令違反」についてぜひ書いておかなければならないことがある。教養部が、「あえて(成績表の)訂正を行なわなかった」という命令違反行為をデッチあげるため、看過できない重大なウソをついていたことが、公平審査の場で明らかにされた。

つまり、追加具申書の添付資料に記載された事項によれば、「六月一五日、一七日、二〇日の三回にわたり、矢野教務員立合いのもとで、請求者に対して成績表を訂正するように申し入れた」というのである。また、清水教養部長は翌五〇年一月三十一日の評議会の席上(審査評議会、鈴木前教養部長を招請して参考人尋問を行なった)で、「六月五日にも請求者と同様の申し入れを行なった」と述べたことが、請求者の口から明らかにされた。

しかし、前者については、矢野教務員は三回とも同席していなかったし、その三回の内、清水教養部長が正式に訂正申し入れを行なったのは六月一五日のみである。また、後者については、真赤なウソであったことが、請求者によって明らかにされた。

そして四九年七月九日に清水方式の事後承認を教授会の席上で求め、業務「命令」をデッチあげた。その後、夏休みにはいって訂正命令を郵送した。請求者は鈴木方式が清水方式に切りかわった理由も示されないで、その「命令」に応じなかったところ、一月一九日、「追加具申」を評議会に送り、処分事由の最大の骨子「命令違反」をデッチあげた。

この間のことを答弁書では、「あえて訂正を行なわず……」「言を左右し、訂正を行なわず……」といている。

その間に、(七月一七、一八日)、教養部教授会は「処分相当」と、議決を下している。(//)公平審査の場で明瞭になったことだが、どの行為が、どの規定にあてはまるのかを、きちんと対応させることなく、全く非科学的に、ムードに酔って、「処分相当」を議決したのである。言いなおせば、教養部教授会が議決を下すことになった「調査報告書」だけでは、処分事由の骨子になっている「成

績の不当表示と命令違反」の「命令違反」は成立しなかったのである。

### (4) 四九年度授業「取り上げ」について

請求者は、四九年四月一〇日に、処分に先立ち、講義概要の内容に授業を行なう意志が認められないと勝手に判断され、また、四八年度の成績評価を問題にされて、「教学上の応急措置として」授業をとりあげられている。「一年間研究に精を出すように」というお達しだった。

当時これは教養部の「やり過ぎだ」と、あちこちから批判された。この「やり過ぎ」を正当化する策謀が今回の処分だったということができる。

公平審査の場で、

請求者代理人「授業取りあげも、今回の処分も、どちらも、四八年度の成績評価が問題にされており、同一行為に対して二重に措置がとられている」

Q「二重処分ではないか?」

と、釈明を求めたが、

A「答弁書では、この問題は取り上げておらず、したがって本処分とは無関係でございます。」

と、処分者は答え、公平委員長も、「その件については、別に行政措置要求も出ており、別個の事件ではないか」と見解を述べた。しかし、「授業取り上げ」の延長線上に「戒告処分」があったことは明白である。

(5) 思想処分について

処分者は答弁書の中で、「そもそも今日、人を思想の故に処分することは法のあたわざるところである」と、述べている。それにもかかわらず、「衣の下から鎧がチラリ」で答弁書のあちこちに不穏当な言葉がみられる。曰く「独特な成績評価観」「教官の通念」。

この点について、公平審査の場では、「一律」、「合格」のいずれが処分対象になるのかという釈明を求めてられたカ所である。前日(一五日)にも公平委員長に釈明を求められたカ所である。

Q「一律合格が規定に反していると、昨日(一五日)答弁しているが、「一律合格」の「一律」が処分対象になるという例は初めて聞いた。「一律」が処分対象になる根拠を示して欲しい。」

A「一律には二通りある。偶然評価結果が一律になることもあるだろう。これは実にめずらしいことではあるが別に問題はない。ただ初めから一律に評価しようという態度であったとすれば、それは規定の精神に反するのである。今回の場合、請求者の種々の文章によれば、「一律に評価するんだ」という態度であったと考えざるを得ない。だとすれば、これは規定の精神に反するといわざるを得ない。」

Q「規定の精神とはどういうことか? 具体的に教養部規定の精神をうたっている条項があるのか?」

Q「ハッキリ、一律評価が悪いと書いてある条項があるのか?」

公平委員長 「……定めに反する」という個所に、ハッキリ結びついていくのは、「一律」か「合格」か?」  
大学側代表者「「合格」という表示では困る。点数表示にして欲しい」ということが主眼である」  
公平委員長「昨日と今日では、ニュアンスが違いますネー。」と皮肉られている。  
「「一律」を削除しろ」と学生がヤジったが、一律の「精神」にこだわるところに、人を選別することへの、なみなみならぬ執着をみてしまった。  
ちなみに、公平委員長の思想処分の定義は「処分事実の正確さにあまいさがある」ということであった。  
請求者側の求釈明は公平委員長の「二時間半位」という予想に反し、午後の四時半、黄昏れてもまだ終る気配はなかったが、この日はこれで打切られた。  
—— 終りに ——

教官でも学生でもなく、「教官の研究教育の手助けをする」と規定されているらしい(我々の超過勤務内容には、「教官の研究の補助」という判が押されるのである)我々にとって、成績評価、すなわち教官と学生との間の事項にからめられてきた処分とは何か? 又、それは「教育・評価についてはどうも……」と逃げごしになる我々に、教官である彼と、職員である我が、「何によって、どう結びついてきたのか」と反問する。

我々にとって、この処分は、ほかでもない彼が処分されることで

あり、彼と我々の数年間が処分されるということにつきるのである。公平審査での勝ち負けだけではなく、我々は、「彼と我々の数年間」を守らなければならない。

藤崎千代子・教養部教務職員  
斎藤ハツミ・情報処理センター職員

第三日(一二月一七日)

アンドレア…(大声で) 単位Vを持たぬ  
授業Vは不幸だ。

ガリレイ…ちがうぞ、単位Vを必要とする  
授業Vが不幸なのだ。

(B・ブレヒト作「ガリレイの生涯」より  
農学部二年Bクラス訳)

(1)

人々事V院審理がなんであるのか、なんでありうるのかという事について言われて来た。おそらく様々な言われ方がされる事はたしかだが、私達のとらえ方はひとりでいえば全学集中講義Vというものであった。それはまず人々事V院審理というものが一月一日〜一九日医師会館という時間V空間Vに限定されるものではなく、あらゆる時間V空間Vを貫き永続的に展開されるものとしてあるという認識に基いており、次にだから、審理は八五十嵐V

に拡大・拡散し、同時に八五十嵐Vが拡大・拡散してゆくという相関のなかに存在しているということであり、更に従って、審理は個々に授業Vや単位Vや試験Vと必然的に関連をもちつつ本質的には人文学部長・学長などの多くの教官Vが登場する新潟大学はじまって以来の全学集中講義Vであるという事であった。  
かくて八五十嵐Vでは永続的な人々事V院審理が開始された。農学部二年BクラスによるAB・ブレヒトーガリレイー人事院Vをめぐる試みの幾つかはそのひとつであったし、ある日ある時、教養部長室において「公平」委員会・教養部長を不可視の参加者としておこなわれた公開審理においては、なぜか戸棚の奥深く眠る人神戸V<sup>④</sup>発の「松下講師問題について」なる怪文書が審理を媒介して資料として提出されたり、又、人文学部一年Aクラスでは何度か単位V<sup>④</sup>授業V<sup>④</sup>試験V<sup>④</sup>教官V<sup>④</sup>をめぐって、元全共闘シンパ(?) 八木村教官Vに対する公開審理・求釈明が展開された。

(2)

第三日目は請求者側求釈明の続きである。とりあえず人々事Vというやつを忠実に再現してみると以下のようになる。

山田「公平」委…ここで(注|処分説明書)はっきりと処分の範囲を限っているとみなさざるえない。そうしますと、そのあとの答弁書の段階になると八月三日のあとのその状態が続くと、これを処分事実としてご主張になるのはまずいんじゃないか(身をのり出すという感じで)

結城代理者…(あわてて)主張してはおりません。ただ事実そ

こはあったんじゃないかというんです。(「ウソを言え」の声あり)

山田「公平」委…(気がなさそうに) ああそうですか。

佐藤請求者…(言うというよりは吠えるという感じで) 訂正しない事が問題だといっているじゃないか、終始(「今日だって言ったじゃないか、さつき」の声あり)

山田「公平」委…(悪のりして) しかしあえてこれに応じない(注「答弁書」とあるのは…(「長期間未完了」という言い方はどういう事なんや!!」の声あり)

結城代理人…齟齬がございませぬならば訂正するのにはやぶさかではありません(「カット・カット」の声あり)

処分対象となった△期間△の限定性の問題である。第一には審査説明書における四九年八月三日までの△事実△という限定。第二には追加具申書にある四九年十一月十九日までの△事実△という限定。第三には答弁書における五〇年五月一〇日までの作為・不作為という限定。要するに処分対象がこの審査説明書と追加具申書と答弁書では異なっているという事なのだが、これら三つの間の△期間△の△矛盾△は△処分△がなし崩しに拡大されてゆく過程を見事に示している。いったい何を△処分△したかったのか、これだけでもわかるような△矛盾△だが総じていえば、これらは△佐藤教官△の存在そのものを永続的に△処分△したいという当局の衝動をあらわしている。この手口はもちろんブルジョワ法の整合性すら逸脱しているから、処分者は答弁書のカットしていいと言ったり大混乱を呈した上で、八月三日までの△行為事実△ということに限定せざるえな

ら何故処分なんかしたんだよ!」「ひどいじゃないか、答弁書の求釈明で言っている事なんだよ!」の声あり)

次は「成績の不当表示」問題である。かくして「一律も問題だ」という第一目の釈明は撤回された訳だが、問題なのは結城代理者の口からはからず△処分△が非「理論の世界」的に、つまりかなり逆上し切った上でおこなわれたということがバクろされた点である。

言い換えればこれだけの引用でも明白になっているのは、処分者が論理的な整合性や一貫性を持つとするならば「合格」という△行為事実△のみならず「一律」という態度」という△思想△をも△処分△しなければならぬという事であり、そこに処分者側の本質的なジレンマがあるということである。土台、△行為事実△と△思想△を切り離そうなどというブルジョワ法の又エ的な△タテマ△△こそ無理な話なのだ。だからここに表われるのは、△行為事実△という△タテマ△からは逸脱できぬ故に、無限に構成要件を拡大してゆくしかないという事である。結城代理人が自分でもどことなくふっ切れない釈明に終始せざる得なかったのは、まさにこの点においてである。

尚、「教育本来のあり方からして点数制であるべき」という第一目の釈明をヤバイと思ったのか実質撤回し、ただ規定違反というところに処分者側は逃げこんでいった。

(4)

答弁書には成績評価について「多大な支障をもたらした」と書い

った。

(3)

S 代理人…一日目の答弁は撤回なさる訳ですね。

結城代理人…それは非常にビミョウだとか重要な問題でございませぬ。本件については一律という態度をもってやったのであるというふうにいわざわざきめつけるといふコトは使いたくないんだけど、そこを問題にしてやっただんじやないという事は先般申しておりますが、今度は仮定的な理論上の世界にうつしませて議論いたしますと、一律にやられたんじや困るんですから…(「エッ」の声あり)

山田「公平」委…そういうご趣旨の補足説明だったんですね。

結城代理人…そうでございます。

佐藤請求者…ちょっと確認しますけど、補足的にも一律も問題であると…

山田「公平」委…いやそうじゃなくて、これはあくまでも別の問題であるのだけれど、処分者の意向としては、まあこういう事は実は困るんだと…(「しゃべっておきたかった」という声あり)

S 代理人…公平委員会にお尋ねしますけど、一日目ですわね代理者がいわれた一つずつでも規定に反しているというふうなそういう発言は撤回されたかと判断しますか。

山田「公平」委…はい

結城代理人…いや…(爆笑。「公平委員長に聞いているんだよ!!」の声あり) 理論の世界の話だったら…(騒然。「だった

てある訳だが、いったい何が「多大な支障」なのかという点に関して、処分者側は求釈明において「育英会の奨学生問題」以上のことを言えなかつたのであるが、結局第三日目にはこれを裏付けることになった。又、その内容たるや「多大な支障」ではなく「多大な支障をもたらす可能性」というところまで後退したのであった。

結城代理人…それから多大な支障というふうに抽象的に書いてありますけれど現実にいまのようなことも起こる可能性をもって(「可能性でしよ」の声あり) それからこの事をめぐる当該学部・関係学部がいろいろ普通ならば苦勞しなくてもいい(「いいです」「もういいです」の声あり) 心配しなくてもいい(「心配ですか」と馬鹿にしたような声あり) ことなんでしょう、いろいろあるんですよ。そういうことをあげればこれは又(アハハ)きりがありませんでしてね(「はいわかりました」の声あり) それはその支障あるかといわれるんです。じゃ支障ないと思われるのかを聞きたいような気がするんですよ。(問) 大学人としてですわ(どよめき、笑い。「おーおー」の声あり) 別に機会を作っていたらだいたいですけれどもあまり見解が違いますとね、こういう機会に支障はないと思われているのかということを開いてみたくなるんです。(あぜん)

「苦勞」とか「心配」とかこうなると完全に精神訓話だが、ここで述べられている「大学人」の中に果して学生も入っているのかどうか、もちろんこうした「見解の違い」を「聞く機会」が私達の努力によって何度も設定されようとしたにもかかわらず、ひたすら逃

亡し一方的に△処分▽してきたのは当の処分者であるのだから、聞いてあきれるといふものである。

七〇年以降大学は極めてしらしらしい雰囲気込まれている。大学は真理の府・教育研究の機関であり国家社会に大きな役割を果しているという明治以来の、△戦後民主主義▽の中で変質をこうむりつつも確固たるものとして持続してきた△大学共同幻想▽がいわゆる△一般学生▽の側から解体され始めていることは注目すべき事柄である。七〇年以降のしらしらしさとはこの学生の一般的な心性と△大学共同幻想▽の間に齟齬をきたし始めていることに起因している。つまりこういう事である。学生のほうは、大学が教育研究の場だなんてだれも信じちゃいないが、どういう訳か教官のほうはどうやらまだ信じ切っているらしい、と。本当の悲劇は、結城代理者が「大学人として」と言った時の会場の笑いとどよめきのイミをまったく解し得ないというところにあるのだ。

(5)

教授会の無届欠席問題についてはウソのオンパレードとでもいべき釈明がなされた。まず第一に出席義務の点で助教授以下に出席義務はないというこれまでの教養部当局の正式見解をまるでなかったものにするというウソ。第二に、欠席の場合には届出を行うという慣行があり、その慣行は忠実に履行されていたというウソ。この第一、第二でこの処分理由は完全に崩れている。なぜならばこのことは、当局がウソをつき通すことによってしかその正当性を主張しえないということを示しているから。

(6)

午後に入って「打ちあわせ」(「公平」委・当事者各三名)があり「公平」委員長より「今回の審理は極めて特殊な例なので長くなる。従って今回は立証まではやり切れないので残りは次回のシリーズに持ち越したい。」という提起があり、処分者側・申請者側双方がこれを了承し、おおむねその△時期▽を四月上旬とすることが確認された。

「その他の行為」は「公平」委による求釈明に於てすでに、処分理由を構成しえない、つまり「情状」であることが明らかにされているが、処分説明書の半分以上が「情状」という信じがたいようなアホらしさ、△処分▽のもつ本質的なあいまい性に見合っており、ここにおいても奇妙な事が述べられている。

結城代理者…この場合(注―四四年四五年の諸行為)の行動の態様はバリエードと称する(爆笑)バリエードと称している訳ですがね、私どもは(アハハ)机とかその他の物を持ち出して来てそして通りにくくする(ギャハハ)こういう物件をバリエードと言っている訳で、そういうものを構築する作業にですね、机を動かしたという事実を目撃している方もいるわけでは…

結城代理者の名言集のひとつに数えられる部分だが、ここに私達はいったい何を見い出せばよいのか。ここにあるのは自然的とも思える△時代▽の流れなのか、開き直り切った大学当局の姿勢なのか。「バリエードの内側あるいは外側にいた」という前回の釈明がい

S代理人…いま明らかになった事は、無届欠席問題の根拠になっていることがですね、まあ教養部規定にも書いてない、そういう意味では慣行が、先程言われた慣行が処分理由になっている。それじゃこの慣行が本当にあったかどうかということを確認している訳です。それで…

山田「公平」委…(ひとの話を不「公平」にもさえ切って)いや、慣行が処分理由になっているとはこちらは言っていないんです。やはりそういうね、当然ね、あのーあれですよ、出る義務を負っているし、仮に休む場合にはですね、その理由を届ける、当然のいわばまあ、「エチケット」の声あり)ええまあ、(「エチケット違反だ」の声あり。騒然)

S代理人…じゃエチケット違反だというように確認してよろしいですね。

山田「公平」委…ええ、まあ、そういうコトバで言えばね…(ぼー然。「倫理感でもいいですよ」の声あり)

もちろん処分者側はこの後あわてて、それは義務違反であるというふうにするのだが、「公平」委員長の対応で明らかになっているように、この教授会の無届欠席については、このために教授会規定を改悪した程で、処分者は何ら適条を示し得ずいわば実体のない「エチケット」というコトバを持ち出さざるえないところまで後退している。「公平」委員長がコトバつまり「エチケット」と言わざる得なかったことは、どれ程△処分▽がデタラメなものであり、どれ程あいまいな釈明しか処分者側がしえなかったかということを示している。

つの間にかここではバリエードを構築したということになっているのだが、単なるデッチ上げ、歪曲の構造というよりはむしろ、この発言の奇妙さは、実は私達のこの△時代▽を象徴しているというところである。大学当局の正常化路線とそれに過剰にのっかっているかにも見える学生、という大学のアンバランスな現在というのがこの△時代▽の指標である。おそらく奇妙な△ちぐはぐさ▽は例えば、学生はいやに素直に・授業にきちんと出て来るようになったがそれにしても勉強しているようにも見えない、といった形で大学当局にも受感としてはあるには違いないが、ただ△大学共同幻想▽の呪縛がこれらの事を相対化しうる思考を束縛しているのだ。私達にそのことが相対化出来るのはこの△大学共同幻想▽から一定に自由だからに他ならない。

S代理人…そういう意味に於て、昭和四四年四月一七日というのには大学でいえば新しい学期になる訳ですね。新学期という新しい学年に入る訳ですが、この新しい学年に入るその時期にですね、何故教養部の学年末試験が農学部校舎内でおこなわれたのか、これは素直に考えればおかしき奇妙なことだと思いませんか、これについておろかがいと思います。

結城代理者…そういうことは、このあれとは直接関係ございません。(「関係ありません」の声)それが当時の状況としてはやむをえない(騒然。「おー」の声あり)ことであったんだという立場で試験をおこなっておる訳で…(略)

山田「公平」委…試験がおこなわれたというのはノーマルな格好ではなかったということはいえますか。



結城代理人…これはあの、普通の平常の状況であればその時期にやるのではない、当時の状況との深い関係がある訳です。(一同発言の正しさに感心、「そーそー」の声あり)

その当時の「状況との深い関係」を一切捨象した上で、(行為事実)のみを問題にするというのはよく使われる手口だが、ここでは「当時の状況」があまり平常でなかったが故に完全に破産している。つまり不正常に試験がおこなわれたのが正当で、不正常に試験が妨害されたことが不当だなどということにはならないのである。不正常的試験と不正常的試験妨害・パレケードは「深い関係」を有した密接不可分なものであり、切り離して論じれば必ず破産するという具合になっているのである。

第四日(二月一八日)

#### 議事

##### 一、請求者求釈明

一〇時一五分——一〇時二〇分  
一一時三〇分——一二時五〇分

一四時——一五時  
一五時二〇分——一七時

##### 二、認否

##### 一、請求者求釈明について

答弁書によると、「教官の職務は法令により客観的に内容づけられ」としている、これはどの法令のことか、との問いに対して処分者の主張は次の様であった。

山田「公平」委…これが(注)学長の退却命令に反して行動)仮に処分事実であるとすればあとのやつはまあいってみれば情状的なものであるんだ、と。留置された事実というのは、そういうふうな受け取っていいんですね(「そーそー」の声あり)

(略)

山田「公平」委…(「そんなのがありうるんですか、情状の情状なんでものは」の声あり)ですからね、情状の情状というとな話なんだから(爆笑)。命令に反して行動しというよりはウエイトの低い書き方なんだという事をたしかめた訳で…

わざわざ処分説明書のなかに「逮捕留置の事実」を予断と偏見で

「教育基本法第一条(教育の目的)、学校教育法第五十二条(大学の目的)」に基づいて、各学部規程等の規約が作成されている。又、

教官は国家公務員であって、国公法及び人事院規則に規制される。これに従わなければならないという意味で、職務は客観的である。」

また「請求者の規程や法令に対する理解には問題がある」として一律合格評価が教養部規程に抵触すると強調している点について、その反面として同規程第八條第三項(三分の二以上の出席のないものは考査を受けれない)の空洞化を指摘したところ、「ともかく、規程がある以上守らなければならない」と規程の一方的絶対化を繰返した。

次に「訂正を行なわないのは、実は請求者の独特な成績評価観に基づく自発的意志による」としていることについて根拠を問いただしたところ、審査請求書の一節が引用され示された。そこに書いてあるところである。が、これは処分決定の後書かれたものだ。明らかかなことは、処分者が一貫して請求者の具体的行為よりも思想・ものの考え方を問題としていたことだ。こうして、請求者の反論が次々と処分事由を強化してゆく。思想処分の回路が完成している。

「要約がまずいというのであれば、佐藤さんから主張をお聞きしたい。そうすれば本人に原因があることがはっきりするだろう」とは全く、請求者代理人一同苦笑させられた。公平審理はお互いの主張をきく場ではない。そんなことは処分の前に終えておくことではないか。「処分過程のズサンさ」と処分事由のあいまいさは、おお

うべくもない。

答弁書は教授会欠席を問責している。同時に「基本的には同じ」として、学科会議・教室会議についても言及している。しかし、後者には法的裏づけもない。基本的に同じとすることはできない、とする追求に対して処分者の答弁は次の様であった。

「大学の機能をはたしてゆくということでは基本的に同じであって逆に基本的に異るとは言えないのである。教授会は具体的案件の審議を教室会議・学科会議にゆだねており、その決定を尊重するルールである。つまり、実質的決定権を有しているわけであり、軽くみることができない」

しかし、佐藤処分問題では、ドイツ語の教室会議、学科会議に審議を委ねようとする姿勢は無かったようである。審査評議会もそこまでは調査しなかったということなのであろうか。

「昭和四四年度教養部学年末試験のさい、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した」としている点について、試験に協力することが職務だとしているが、当時請求者の担当していたクラスは試験実施の計画に入っていたのか、という問に対し処分者は「答える必要がない」としてゆづらなかつた。公平委員長の再度の要請で、当時工学生はストライキを行っており、ストライキが解除されても若干の補講も必要であって、実施計画に含まれていなかったことを明らかにした。

会場が一瞬緊張した。長びく求釈明と鋭い追求にいらだつたのか

請求者と同年代で処分者代理人となった一人は突然請求者代理人を名指して、

「態度が悪いのでつまみ出して下さい」と発言、これには公平委員長も、

「人間に対する言葉ではない」と沈黙した。

第二日目から三日間に及んだ求明が終えた。確かに公平委員長が指摘する「ぜい肉」にあたる一面もあったかも知れない。しかし処分過程のあまりのズサンさを取り上げる問題を数多くしていたのである。又、処分者も問われたことに明確に答弁するということがあまりに苦手だったのである。「ぜい肉」はすぐ大きな問題へと発展していった。公平委員長も、驚きながらついに制止しえなかったということではないのか？

審査請求書の一節に、

「この『処分』策動に、関係(加担)してきた『新潟大学』、『評議会』、『各部局』、『教官』・・・から、是非ともくわしい見解をきかねばならないと、私はいま切々と思いはじめています。」とある。

どこまで事態を明らかにしたのか、ぼくには判らない。しかし、ともかくも手さぐりの闘いをここで区切ったということだった。

## 二、認否について

公平委員長が答弁書をセンテンスに区切り、読みあげ認否を求め

委員長 「教養部規定第八条第二項の定めを反し」、を認めますか  
請求者 「認められない」  
委員長 「一律合格の表示をおこない」、ここまではどうか  
請求者 「事実としては規定できない」

一つ一つ事実✓がとりあげられ問われてゆく。そういう事実があったと言え、あったのではないか？ これは認めるしかない。しかし、状況の全部が説明されるのでなければ「ぬきさしならぬ現実——摸索」としての事実には到れない。そこを生き止むにやまれぬ実践としてその者だけが認識できる事実があるのではないのか？  
しかし、それでは人事院審理など成立しなくなってしまう。佐藤さんは苦しうに承えていた。

(成績の不当表示と命令違反)

一律合格評価を行ったのは農1Bについてである。理2Aについては争う。また、これが教養部規定第八条第二項(点数表示)の定めを反しているとは認められない。

教務、厚生業務に多大の支障があったとするのは当らない。かりに、支障があったとしても、それは当局側の責任である。請求者は五月三〇日付文書をもって、事務上の支障をとり除いた。

成績原簿の訂正を求められたのは、六月一五日の一度きりである。しかし訂正の具体的やり方は以前と全く異なっていた。このため、訂正指示には従えなかった。従って七月九日第三〇三教授会の議決にあえて応じなかったというのではない。

理2Aクラスにおいて、七条(評価は科目担当教官が行なう)に

違反したというのは当らない。集团的討議に委ねたとされているが、それ以前の討論過程との関連でとらえなければならぬ。

(教授会等の長期無届欠席)

欠席したことは認める、が当時届出ることになっていなかった。また、学科会議・教室会議については問責されることはないと考え。六八―六九年の大学闘争を通して、教官とか授業とか、大学についても考えなおさなければならなくなったのだ。これと欠席とは無関係ではありえない。

(その他の行為)

教養部学年末試験を妨害したというのは事実ではない。また逮捕留置についても、退去命令に反したということではない。そんなこととは認められない。移転阻止については、学生と共に行動したというだけでは断じて無い。

(四八年度の成績評価)

時期をみて訂正するといったことは無い。事務連絡については、請求者は知らない。また知る必要も無い。私のいう暫定措置とは、「書き換え用の成績表に記入し提出すれば、以前のものを返す約束があった。これが調査委の介入でさしおさえられた。このため暫定的に五月三〇日文書で事務上の支障をとり除いたということである」成績表の訂正が必要であることは認める、が業務の支障は無かったはずである。これは意図的につくり出されたものである。また、新旧部長の本件処理の一貫性については、争わざるを得ない。

長い認否を終えた。「通じる言葉がないのだ」という印象と共に公平審理とはこんなにも苦しいものかと痛感された。

〈事実✓〉というのは、なんとやっかいなものだろうか？

「公平審査に勝利することがあるのか」と問うてみたとき、事実を伝える言葉をしたとき、たとえば、動員され傍聴席をうめながら、実は抑圧され疎外される一方の、大学職員の胸にとどく言葉を、ぼく(ら)が語れるようになったとき、それこそが勝利なのではないかと、ふと思った。(石垣健一・情報処理センター職員)

第五日(二月一九日)

主張段階(請求者側の反論)に入ったわけであるが、二日目からの公平委員長の態度(ほんね)にいくらか仮面をかぶせながら、しかし、ところどころほんねを出しながら人事院審理は進行した。最初、この処分の最も(法的レベルにおいて)重要な部分であり、処分理由の根拠ともなっている成績表示問題の件から、答弁書にそって最後まで問題の個所について意見がのべられていった。

まず、請求者である佐藤氏から、主張がなされていったわけであるが、彼の主張においても公平委員長のごぎげんをとりながらなされたわけである。

最初に、主要な主張点をあげてゆくと、審査評議会について実質的な審査がなされたかどうか、次に、成績表示問題に関して、書き換え命令に関する問題、調査委員会について、および、四四―四五

年の状況について、四九年三月段階から日にちをおっての事象説明と反論ということであった。

しかし、その中で公平委員長によって幾つかの発言について、その途中でやめさせられるということがあった。

彼によると、  
「それは、反論者の文書によってわかっているから、もっと大きな肉づきのものを聞きたい。」

等のことばによってはばまれていった。それは、ひとつに彼の頭の中に、これまでに出版された審査請求書・答弁書・反論書によって、処分の背景というか、この処分の内容というものができあがってしまっていて、自分のわかっていることに関する発言には耳をかしたくないということなのである。また彼は、

「わたしが、わからないところをお聞きしたいと思うんですが。」  
というように、段々と彼の本音が表わされてきたが、それは、佐藤氏というか、我々というか、その一つ一つのことを細かいところまで述べてゆく態度に腹がたってきたのか、はたまた、直感的にその態度に不安を感じたのかもしれない。ところでおそらく、その不安というものは、あの処分者側、特に結城代理者（法学教授）の、全々的にはずれた積明を、それも、いやしくも法学教授という肩書きを持つお方の、裁判の常識も知らないような態度で、長々と述べたり、処分者側から出てくる処分を行なった本当の理由（つまりほんね）が、ぼろりぼろりと出てくる態度、及び、この処分をまったく正当であったということを証明して、自分の実績を上げるという目的を達成できなくて、汚点をのこしてしまふということであったのだろう。ということは、やはり、公平委員長自身も、この処分が本当は

不当なのじゃないかということ、直観のようなもので感じてしまっているのではない。

しかし、そうするとやはり、公平委員長もくるしいのだ。自分は本当は処分は不当じゃないかと思うのだが、やはり自分は、権力のお役人だ、だから、同じ権力につながる大学が、不当な処分を出してしまうというのは、同類である自分もこまってしまうという、板ばさみになって。

ところが、その様な状況のもとで、発言者である佐藤氏自身、また代理人である我々自身も含めて、佐藤氏の発言において、

「……何も言えないんですが。」  
というような言葉や、長い沈黙が続く、などというようなことが、段々と出てきている。このような状態が、ひょっとすると、山本さんの言っていた処分の進（深）行というようなものが、このように形で表われてきているかもしれない。

そして、このような中で、  
「要するに、公平委員会に記録される言葉が出てこない。」  
「佐藤さんの思っておられる言葉というのは。」

……公平委員長

「それは、公平委員会がすでに無前提的に処分者の側に立っている。そういう言葉、表現行為と同質のものを持っているということじゃないか。そういう点で、そういうものを一定に崩してゆく中からでしか、そういう意味での公平委員会の公平性は保てない。」

……代理人A（学生）

というやりとりが行なわれたのであるが、ここでも「言葉が出ない」ということが言われているが、公平委員会の態度というか、存在と

いうか、そうゆうものによる我々への不可視のバリケードが築かれていることだけからくる、失語：沈黙ではなく、やはり佐藤氏自身また我々自身の内側で、処分が処分を生みだしていく。またその個々人が、処分を見失ってしまうということがあるのではない。

それと、やはり、公平委員会、そして人事院公平審理というものの、△公平性▽というものが、どういうものかという疑問を持たざるをえない。たとえば、公平委員会は、正式の職務として、すべて権力から金がでて、自腹はきらなくてすむ、また大学当局にあっては、代理人代理人のみならず、傍聴人まで（？）が公務で来ているところが、我々は、大事な授業をさぼり、また農2Bは途中で中断し、交通費から食事代まで、すべてが自腹をきってやってきているのである。このようなところにもやはり、公平性は失われている。

このような状況のまま、午後の審理もはじまったのであるが、午後には、農1B、理2Aの問題が、学生の側から佐藤氏の△代理人▽として発言していったわけである。

まず、農1Bの問題を話してから、理2Aの問題を話しはじめた時に、我々が、人事院審理のはじまる前に何度か、代理人会議を開いて、代理人が学生であり、請求者は教官であるということから、学生である代理人が、教官である請求者の代理人に本当になれるのかどうかなどの、学生△代理人△請求者△教官の関係ということが話されたわけであるが、この審理の場において、再び表面化したのである。そして、今度は、公平委員長の指摘によってであった。

「代理人と請求者との関係は、代理人は請求者の分身のようなものである。だから、代理人の発言は佐藤さん自身の発言とみてよいか。」……委員長

というような形で問題になったのであるが、公平委員長は立場の違いだけを問題にしたようであるが、そして、佐藤氏自身が代理人の意見を自分の意見であると認めたときに、一応の解決がついたようであるが、しかし、法的レベルにおいてはそれでもよいが、実際、代理人の意見が、佐藤氏自身の意見であるとは考えられない。しかし、審理に関しては、やはり、代理人の意見△請求者の意見でなければならず、この矛盾をどう止揚すべきなのか。代理人の問題というものはやはり大きな問題となり、第二回目の審理の課題ともなるだろうと思う。

ところで、この審理に何かただならぬことがおこるのではないかという不安が代理人の中の一部にあったのであるが、それが現実と化したのである。それが、あの、徳島から、てふてふに乗って、鞆鞆海峡を渡って、はるばる新潟にきかかって、新潟につかあったんですが、審理場がわからなくて、町をうろろろしとると、警官に職質をうけ、そこでやっと、会場についた時には、名前も、どこから来たのかもわすれてしまって、名前をきいた相手に、色紙を一枚ひかせそれが自分ですとうた山本さんの出現やったんです。彼女が、会場に現われた時間はよくわからへんのんですけど、午後やったと思ふんやけど、ま、午後の審理が始まって、一人の代理人がトイレに出ていってから、「入口のとびら」ときに、へんな女の人があつたと、なんか、「この審理はあしたもあるんですか。」とか、そんな「ないんですけど、」と答えたら、「では、今日は何時に終わるんですか。」ときいてきたんで、「五時ごろやないか。」と答えたら、「それでは、そのあと、どこに行くんですか。」ときかれて、「いや、それはまだわからへんのんですけど。」と答えたら、「それで

は、きまったら、この紙（一註）入口のとびらのところにはってある紙）に行きさきを、書いて下さい。」とゆうて去っていった。」とゆうて帰ってきたんで、もう一人の学生（代理人）が、その人におうてみようというところで、出ていった。そしたら、審理場になつとる室を出たとこのへんで、彼女にあつて、前にゆうたように、色紙をひかして、「これが自分です。」とかゆうて、どっかへいったとゆうて、赤い色紙を持って帰ってきたんやけど、それから、もう人事院審理どころやないとゆう感じになつてきた代理人も何人出てきたんです。そして、それから、休けい時間になつた時には、もう審理はそっちのけとゆう感じで、ただ、なんかもう、けつたいな人が出てきよつたとゆう感じやつた。そうすると、だれかが、「それは、ひょっとして、徳島の山本さんかもしれん。」とか言いだして、請求者側は、そのことで不安におののくような感じになつてきたんです。それで、その人をさがしにいこうということで、会場になつてる建物の中などをさがしにいっただんやけど、結局、おれへんということ、休けい時間が終わって、審理が始まつたわけなんやけど、そしたら、山本さんが審理会場に入つてきて、傍聴席にすわつとるといふことで、今度はみんなが、審理そっちのけちゅう感じになつたんやけど、幸いにして、それからには審理はおこなわれなくて、「あとは、経統というかたちで次回にまわして、今回はここで、一応審理はうちきりましよう。」という公平委員長のことばで終つてしまつたんで、よかつたんやけど、ほんまに、あのまま長いこと審理が続いとつたらどうなつたことやろうという感じがしてならんのです。

それであ、一応審理の第一ラウンドがおわつたといふことで、

山本さんといっしょに我々は、某所で集会（秘密会議）にはいつたのである。

しかし、五日目をふり返つてみても、またこの五日間全部を通してみても、我々にとつて、公平委員長はやはり、大きな壁であつたのではないか、最初は、わりに自由というか、こちらの思い通りに意見を言つていたが、そのうちに段々と公平委員長によって、こちらの意見をさえぎられてしまつたりしたことによって、そしてまた、我々の内に進（深）行する処分というものは、また、人事院審理がはじまる前に思つていたことが、一つ一つ確実にこわされてゆき、最後には、審理が、自分とは全く関係のない所でおこなわれてゆくのを感した。（衣川真仁・学生）

#### 資料1

#### 懲戒（戒告）処分審査請求事案

〔昭和五〇年第一四二号〕

請求者 佐藤信行

処分者 新潟大学長

右記事案につき処分者は次の通り答弁書を提出します。

昭和五〇年八月二十七日

処分者 新潟大学長 北村 四郎

人事院公平委員長 殿

#### 答 弁 書

第一 請求者佐藤信行講師の懲戒処分理由について、処分者は次のとおり説明する。

請求者は、懲戒に該当する次のような行為を行った。  
一、教官としての義務違反など

(1) 成績の不当表示と命令違反

昭和四八年度の同人のドイツ語成績表係に当り、農1B及び理2Aのクラス学生に対し、教養部規程第八条第二項の定めに従ひ一律「合格」の表示を行い、あえて訂正を行わず、このため科目の成績を優、良、可、不可によって表示することを必要とする作業が当該科目につきなし得ず、ために教務、厚生業務に多大の支障をもたらしている。この行為は、教官としての職務怠慢の責を免れず、懲戒にあたるものと判断される。

なお、同人は、教養部長が右記の業務障害を除去するために「合格」表示を規定とおりの「点数」表示に訂正することを、昭和四九年六月一五日及び同月一七日直接口頭で求めたのに対し、これに應ぜず、更に同年七月九日第三〇三回教養部教授会の議決に基づき、同月二六日文書（新大教養教第一五四号）をもって右記の訂正を求めたが、あえてこれに應じないのであるが、この行為は明らかに命令違反の責を免れず懲戒にあたるものと判断される。

更に、同人は、理2Aクラスの授業において、教養部規程第七条の定め違反し、正規の授業日程外の日に招集された最後の時間において成績の実質判断を学生の集団的討議に委ねた疑いが濃厚で、かつまた、これに参加しない学生、途中退席した学生に対し、名簿上の氏名を抹消し、単位不認定となる結果を招いたが、この行為は、教官の通念からしてはなはだしく当を欠く行為態様であり、先にあげた諸行為により同人は、懲戒の責を負うべきであるとした判断を支持するものである。

(2) 教授会等の長期無届欠席

昭和四五年四月七日の第一九五回教養部教授会以降、昭和四九年五月七日の第二九九回同教授会までに一〇五回の教授会が開催されたが、同人は、このすべてに無届で出席せず、また、ドイツ語の学科会議については昭和四五年の教養部の移転以降昭和四九年六月一―二日まで欠席し、ドイツ語の教室会議については昭和四四年一―月七日以降昭和四九年六月一―二日までの間一回の出席を除いて他はすべて欠席した。これは、職務上の義務に反し、かつ、職務怠慢の責を免れず、懲戒に当るとしなけ

ればならない。

## 二、その他の行為

以上のほか、昭和四四年四月一八日、一九日の教養部の学年末試験のさい、農学部校舎内において、これを阻止しようとする学生らの妨害行為があり、その結果、一九日においては、試験の実施が不可能となったが、同人はこの妨害行為に参加し、職務上の義務に違反した事実があり、また、昭和四四年一月二三日、本学の封鎖解除のさい、同人は旧理学部玄関前において学長の退去命令に反して行動し、不退去罪の容疑で逮捕留置された事実があり、更に、昭和四五年四月三日、教養部の五十嵐地区移転が行われたさい、同人は、この移転を妨害した学生と行動を共にし、職務上の義務に違反した事実があることが証言に照らして確認される。

これらの行為は、やや旧に属する行為であり、これを前記一、の行為と同列に論ずることは、さしひかえるとしても、前記行為に対する懲戒の判断を支持する要因を形づくるものという観点で不問に付することは出来ない。

以上の懲戒該当行為につき、諸般の事情を考慮し、慎重に検討した結果、国家公務員法第八二条第一号及び第二号により懲戒・戒告に付したものである。

## 第二 請求者佐藤講師の主張に対し次のとおり答弁する。

### 一、本件処理における学長。評議会と教養部の関係について

請求者の主張のなかに学長（処分者）。評議会が独断的に介入して請求者の行為を論じているとするやの言分があるが、そのよ

うな事実はない。

処分者は本処分を決定するにつき、すべて評議会に諮り慎重な検討を加えたものであるが、懲戒を論ずる対象は請求者の所屬する教養部が懲戒に当るとして取り上げたもの（「調査報告書」並びに追加申請書記載の行為）（資料1、2）に限定したのであって、したがって、学長。評議会は教養部がとり上げていない行為領域にまで独自に介入して懲戒を論ずることは全く行っていない。

二、思想処分であるとする主張について  
請求者は、本処分を思想処分であると強調するが、この主張は誤解である。

処分者は、請求者を思想の故に処分しようとはしなかった。そもそも今日、人を思想の故に処分することは法の許さざるところでもある。

本処分はひとえに請求者の行為（作為及び不作為）に法令の定めを照して懲戒に該当する要件を具備するものがあつたことに基づいて行われたのである。

### 三、昭和四八年度の成績評価について

請求者が、昭和四八年度における教養部の成績評価は、四九年三月中旬段階で請求者に関する部分も含めてすべて形式的には完了していた、と主張しているのは事実には反する。

むしろ、請求者の下記のごとき行為によって完了への進行が阻止されたのである。

請求者は四八年度における担当ドイツ語の成績評価を教養部規程の定め（資料3）によらず、独自の表示により全員を一律に「合格」とした。この表示によつては学生の成績業務がなし得な

いから、教養部長は規定に則する評価表示に訂正するよう口頭により、また文書により（第一の一、の(1)記載のとおり）強く要請した。しかるに、請求者は言を左右して敢て訂正を行わず、業務遂行のうえに多大の支障をもたらしたのである。（請求者は懲戒に付された後、昭和五〇年五月一〇日訂正を行った。）

この間、四九年五月三〇日請求者は「四八年度成績表について」（資料4）なる文書を教養部長（鈴木）に提出し、かつ、時期をみて成績原簿の訂正を行う用意がある意向を示した。これによる部長の指示により関係学部に対し佐藤教官（請求者）担当ドイツ語の成績表示「合格」を「一〇〇点」に訂正する旨の事務連絡（資料5）が行われた。

これは成績原簿の訂正未だに、これを予期して行われた暫定措置であり、爾後成績原簿の訂正をまつてこれに基づいて発せられる正式文書によってオンライン化するを必要とするものであった。

しかるに、請求者は予期に反し、原簿の訂正に応じなかった。このため前記の暫定措置は宙吊のかたちになり、業務が長期間未完結の不正常状態に置かれた。（教養部の正式文書（資料6）は五〇年五月一〇日ようやく発せられた。）

請求者は、成績原簿の訂正を行わしめないものが本人以外のところにある旨主張するが、訂正を行わないのは実は請求者の独特な成績評価観に基づく自発的意思によるものである。

すなわち、請求者は現行の成績評価の仕方をブルジョア教育体系下における差別付けであると批判し、一律合格の仕方が現在到達した最もすぐれたものであると主張しているのである。

## 四、学部規程並びに法令の履行について

請求者の規程や法令に対する理解には問題がある。

学生の成績評価の仕方については、各学部規程を設けて統一的にこれを行っており、ここに教官独自のものを持たむことを認めない。この点教養部にあつても同じである。また、この件に関する教養部規程は明瞭で解釈運用上疑義はない。

かりに請求者の主観において規定がいまいであるとしても、これが直ちに当人の規定違反行為を免責する理由にはならない。

次に、請求者は大学当局から教官としての職務内容を指示されたことがないとのべ、また、職務怠慢をいわれることは一切「身におぼえ」がないとのべる。

しかし、教官の職務は法令により客観的に内容づけられており大学当局の指示の有無によつて影響をうけるものではない。したがって、職務の怠慢も客観的に論じ得るのであり、本人の主観的な身のおぼえによつて左右されるものではない。

## 五、教授会等の欠席について

請求者の教授会、会議に関する考え方には批判を要するものがある。

教授会の出席は、教授会構成員の権利であるばかりでなく、同時に義務である。構成員に対し故なく教授会の出席を拒むことが許されない点でその権利面が把握されるが、また、構成員が故なく欠席することをそのまま放置することを得ないという点で義務の面が認識される。法（学校教育法）が大学に設置を義務付けている教授会が、構成員の故なき欠席によつて機能停止となる可能性を容認し得ないのは当然である。

これを理解せざるのみか、敢てこれを、無視する行動をとるに  
おいては懲戒もやむなしとせねばならない。

六、昭和四四年、四五年の諸行為について  
これらの行為は、証拠に照してすべて事実であり、また懲戒事  
由を具備するものである。

しかし、本処分においては、これを直接懲戒事項として取上げ  
ることはせず、その後の行為を理解し評価するに際して資料とし  
て用いるに留めたのである。したがって、これらの行為のうち二  
重処分にかかるものがあるとするのは当たらない。

また、同一行為につき刑事責任と行政責任を重ねて問うことが  
あっても違法ではない。

七、新・旧教養部長の本件処理における一貫性について  
請求者が、鈴木教養部長(旧)と清水教養部長(新)のあいだ  
に本件処理の一貫性を欠くものがあるやの言方をしているが、そ  
のような事実はない。

鈴木部長は、請求者に対し規定に則して成績原簿を訂正するよ  
う熱心に要請し、その結果、前記四九年五月三十一日の暫定措置に  
までこぎつけたのであるが、六月一日本件はこの状態のまま、清  
水新部長に引きつがれた。清水部長も熱心に訂正を要請したが、  
請求者は応じようとしなかった。

この過程において両部長の本件処理の方針は一貫しているが、  
それぞれの段階において採用した方策にニュアンスのちがいが出  
ていたとしても不思議ではなかるべく、これをもって一貫性の欠  
如とすることは当たらない。また、この間をどう理解するにもせよ

これが請求者の訂正不作為の免責事由となり得るものでないこと  
は明らかである。

添付資料

- 1、調査報告書(四九、七、一〇)
- 2、追加申請書(四九、一一、一九)
- 3、教養部規程
- 4、「四八年度成績表について」(四九、五、三〇)
- 5、「成績訂正について」(四九、五、三一)
- 6、「成績訂正について」(五〇、五、一〇)

資料2

新大教養庶秘第六一号

昭和四九年一月一九日

新潟大学長 殿

新潟大学教養部長

清水 泰 二

佐藤信行講師の措置について

このことについて、昭和四九年七月一八日付け新大教養庶秘第四  
〇号で具申いたしました。第二九八回教授会決議に基づく事実  
調査委員会調査報告書中にある佐藤信行講師の四八年度成績査定  
の問題に関し、その後、教養部長が行なった職務命令に報告し、  
反した行為について、一月一九日開催の教養部教授会に報告し、  
審議の結果、このことを追加具申することについて了承を得ました  
ので、よろしくお取り計らい願います。

(添付書類)

1、佐藤信行講師の昭和四八年度成績査定に関する職務命令違反  
行為について・・・一部

佐藤信行講師の昭和四八年度成績査定  
に関する職務命令違反行為について

昭和四九年一月一九日  
新潟大学 教養部

◎ 経過

「第二九八回教授会決議に基づく事実調査委員会調査報告書」  
中にある佐藤信行講師が教養部規程(以下「規程」という。)に  
違反し、昭和四八年度成績査定を行ったことについて、本年六月  
一五日教養部長から同講師に対し、四八年度成績原簿を規程に  
定められているように訂正するよう命じた。よって、同日矢野学  
生部委員が同講師に対し、教養部長の方針どおり訂正するよう申  
し入れたが、これに応じなかった。

六月一七日教養部長から矢野学生部委員立合のうえ、六月二〇  
日までに四八年度成績原簿を規程に定められているように訂正  
するよう命じたところ、同講師は訂正できない旨答えた。

七月九日の第三〇三回教授会において教養部長から佐藤信行講  
師より提出された四八年度成績表の取扱いについて、現在までに  
行った同講師と教養部長及び学生部委員との対応の状況、措置な  
ど経過について説明し、審議の結果、同講師から提出された成績  
表のうち、一律「合格」と表示してあるものについては、成績表

原簿に同講師が訂正印を押印のうえ、規程に定められているよう  
に「点数」表示により訂正するよう、今後とも同講師に対し、教  
養部長ならびに学生部委員が対応することを決定した。

七月二三日矢野学生部委員が、同講師に対し、七月九日の教授  
会決定の線に沿って、四八年度成績表を訂正するよう説得したが  
同講師は、その後の状況をみて考えてはいるが、もう少し待って  
貰いたいと答えた。

資料3

昭和五〇年一月一九日

人事院総裁 殿

請求者 佐藤 信行

〈申入れ書〉

私はすでに「審査請求書」(五〇年四月一五日付)、「反論書」  
(五〇年一〇月二六日付)をとおしても十分な根拠、証拠、証言等  
を提示して、四九年三月現在にいたるこの一連の処分過程がいかに  
その本質としての思想処分を貫徹し、それ故に必然的にいかに「処

分事由」のデッチ上げをはかるしかなかったかを明らかにし、その都度大学当局には不当、違法な処分を撤回を求めてきました。

貴人事院に対しても『行政措置要求書』（四九年一月二日付）の「受理」→「不服申立書」（五〇年七月二五日付）にいたる対応・無対応が、それら大学当局の一連の処分過程を事実上追認するものであることも、具体的な事実、根拠にもとづいて指摘し、『不服申立書』等の消息と合わせて、その対応・無対応に職務上関与された方々（及び部局）、関与している方々（及び部局）についてのご明示を求めてきております。

にもかかわらず、どこからもそうした具体的な提起に十分に応えていただけておりません。貴人事院からは、たしかに「人事院公平委員長」名による『答弁書』の提出に関する「問合せ」について（五〇年一月二四日付）なる文書によって、処分者側に書面を提出させようとしたご努力の程は理解できたとしても、問題である「相当の期間内に書面を提出できなかったことにつきやむをえない事情があったこと」の「疎明」関係は依然として不明であり、しかも文意によれば疎明関係はなかったとしか受けとれないのであります。また、「公平委員の指名」があったことや規則一八条について私は承知しているわけですが、私の指摘したことは、明らかにされない疑問等が具体的に「審理の公正」に疑惑の影を投げかけているという、実際のな提起であります。

反論書提出以後にあってはまた、大学当局（学長・評議会）に対して公開質問状（資料①）で七項目の質問事項を提起していますが、いまだ正式な回答をいただけておりません。

教養部当局（関教養部長、会田評議員）に対しても公開質問状で

（資料②、③）、具体的に提起しておりますが、まだ何らの反応もえておりません。

こうした現在の状況の中であって、八月二一日と五日公開・口頭審理への準備過程が進行しているわけで、以上のことを考慮し、△審理△にむけて、次のように若干の提案をすることが妥当だと考え、申入れます。

(1)、思想処分デッチ上げをきたすしきわめて簡単な要因は基本的な諸事実についての正確な把握と分析を欠いていることとあります。「正確な」というのは、断片的諸事実（「処分のための諸事実」というのではなく、関係者（当事者）が確認し見つけ合うことのできる△事実△を定立するという第一義的なものから、教養部一評議会がとり挙げた諸事実がちょうど間断なく、△六八年△△七四年△という歴史的な時期に大きな特徴をもった、本質的なものの現われとしてのいみまでを含みます。具体的には、△七四年△（昭和四九年度）に△七△の学生処分（△六八△六九△大学斗争△七〇、四、二八△；△七一△七三△生協斗争に対して）を先行させつつ、概括的に△一△の思想処分を「成立」せしめていく「教養部・大学」（の解体過程）が何であり、現在の「教養部・大学」がどのような現実の中にあるのかを、説明していかなければならないのであります。

そうした内容に即していえば、また本件事案とは、正確には昭和四九年第八号新潟大学思想処分撤回請求事案と名づけなければならぬと考えます。

(2)、従って次に、学長・評議員（「検討委員会」、「調査委員会」を含む）はもろろのこと、とりわけ教養部関係者、すなわち少

くとも教養部長（元、前、現）、教務委員（前、現）、「調査委員会」が、それぞれの立場にむけてすでに私が提起しつづけてきた問題点に対する自分たちの見解、こたえをふくんだ発言・証言をたずさえて△審理△に出席することは、最低の、不可欠の前提であります。

(3)、「教養部・大学」とは具体的に、「教養課程」（専門過程）、

「学生」「職員」「教官」、「教養部教授会」、「部局」……としてあるわけで、貴人事院が△審理場△として△土地改良会館△（川岸町）を選定されたことは、△審理△の内容との関連では何ら△場所△としての必然性を有していないので、△審理場△の△教養部移転△（五十嵐）を提起しておきます。（△七〇、四、三教養部移転△を想起されても大いに結構です。）

このことによってはじめて、私が一月一日と五日の間フルに△ドイツ語授業△をもっていること、また一月二日△定例教養部教授会△、と△審理△との矛盾も大いに解決されてくるのであり、その上、現場検証・証人・証拠調べの観点からも「教養部・大学」におもむく以外にはないことを考えれば、きわめて現実的な提起であります。

(4) 右記(3)からも△土地改良会館△の選定は不相当であり、不用ですらあること、その上貴人事院の「合理的方針は受「益」者負担主義の悪用でしかないこと、また△控室△の必要性を認めておられることと△審理△の主催者としての立場とを考え合わせられるのであれば、貴人事院は、私どもには十分な△控室△を保障していただかねばならないと同時に、私どももまた貴人事院には「教養部・大学」に十二分な△控室△を保障しなければならないこ

とを、提起します。

以上

〔添付資料〕

- ① 公開質問状(1)〔新潟大学長・評議会議長・評議員宛 S五〇、一一、七〕
- ② 公開質問状(2)〔教養部 会田教官宛 S五〇、一一、一四〕
- ③ 公開質問状(3)〔教養部長宛 S五〇、一一、一八〕